災害復旧工事等の緊急を要する工事における労務・資材不足への対応について

1 目 的

災害が発生した場合、災害復旧工事において、多くの被災箇所でブロック積(張)工が採用されるため、間知ブロック、大型ブロックの資材不足及びブロックエ(石工)の労務が不足する恐れがある。 そのため、資材不足、労務不足が発生した場合の対応について定めたものである。

2 適用範囲

この対応方針は、災害復旧工事等の緊急を要する工事について適用する。

3 ブロック積(張)工に係る労務、資材の状況確認

(1) ブロック積(張) 工の施工予定数量の把握

事務所(局)は、災害復旧工事等で用いるブロック積(張)工の施工予定数量、特に熟練技術を必要とする曲線状に設置する現場、法面勾配が変化する現場の施工予定数量を把握する。 また各工事の完成目標時期も把握する。

- (2) 労務不足(ブロック工(石工))の状況確認
 - 事務所(局)は適宜、(1)を踏まえ、一般社団法人鳥取県建設業協会各地区協会に、管内におけるブロックエ(石工)の状況を確認し、労務不足が確認された場合、文書等(※)の提出を求める。
 - (※) 各管内建設業協会等からの文書提出(書面、電子データ(PDF等))の他、電子メール、聞取り表も可とする。
- (3) 資材不足(ブロック積(張)用資材(間知ブロック・大型ブロック))の状況確認 事務所(局)は適宜、(1)を踏まえ、コンクリート製品協同組合等に、管内における間知ブロック(粗面、滑面)及び大型ブロックの在庫状況、生産状況を確認し、資材不足とならないよう調整する。

4 設計変更による対応

受注者発議による協議により、発注後の市況の変動により労務不足、資材不足が確認された場合、設計条件の変更(契約書第18条)により設計変更の対象とし、別添変更フローにより対応する。

(1) 労務不足(ブロック工(石工))への対応

受注者からの協議により、ブロック工(石工)が確保できず、工期内に完了できない恐れがある場合、大型ブロックへ設計変更を行う。

ただし第3項(2)により、ブロック工(石工)の不足が確認された場合に限る。

(2) 資材不足(ブロック積(張)用資材(間知ブロック・大型ブロック))への対応 受注者からの協議により、間知ブロックが確保できず、工期内に完了できない恐れがある場合、 大型ブロックへ設計変更を行う。

ただし、資材不足(在庫状況・納入時期等)を証明する書類(コンクリート製品協同組合等からの文書等)を協議書に添付すること。

5 設計変更における留意事項

ア 間知ブロックから大型ブロックへ設計変更する場合、求める機能を満たす製品の中で納入可能かつ施工費用を含めた最も経済的となる製品で積算すること。

なお、製品名等は契約図書に明示しないこと。

イ 間知ブロックから大型ブロックへ設計変更する場合、ブロック控え+裏コンクリートの幅は変

更しないこと。

(例)

間知ブロック(控350mm)・裏コン(100mm)⇒大型ブロック(控350mm)・裏コン(100mm):変更可

間知ブロック(控 350mm)・裏コン(100mm)⇒大型ブロック(控 500mm):変更不可間知ブロック(控 350mm)・裏コン(150mm)⇒大型ブロック(控 500mm):変更可

ウ 県内産の大型ブロックが調達できない場合、県外産の各ブロックにより対応する。ただし、県内 産製品及び県外各製品が調達できないことを証明する書類を協議書に添付すること。また、災害 復旧工事において運搬費を新たに別途計上することは主務大臣の変更の同意が必要(重変)とな るため、注意すること。